

# 高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 2年10月29日  
高鍋町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられている。

近年、農業従事者が減少するとともに高齢化が進んでおり、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、農地中間管理事業を活用して担い手への農地利用の集積・集約化を図る必要がある。

高鍋町農業委員会は、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,470 ha	65.8 ha	4.5 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,460 ha	56.8 ha	3.9 %

注1：「現状」の「管内の農地面積」は、農林水産関係市町村別統計の数値を記入した。

#### 【目標の設定について】

毎年度3ha、3か年度で合計9haの遊休農地解消を目指す。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構との協議を行う。

③ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,470 ha	666.6 ha	45.3 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,460 ha	696.6 ha	47.7 %

注1：「現状」の「管内の農地面積」は、農林水産関係市町村別統計の数値を記入した。

#### 【目標の設定について】

毎年度10ha、3か年度で合計30haの担い手への農地利用集積を目指す。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定 新規就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和2年3月)	328 戸 ( 157 戸)	139 経営体	6 経営体	10 経営体	0 団体
3年後の目標 (令和5年3月)	305 戸 ( 133 戸)	140 経営体	6 経営体	10 経営体	0 団体

注1:「現状」の「総農家数」は、2015年農林業センサスの数値を記入した。

注2:「担い手」は、農業政策課による。「現状」の「認定農業者」は共同申請11、法人33、町外居住者6を含む。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 農業委員会として地域ごとの人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による話し合いの場に積極的に参加する。
- ② 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定については、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。
- ④ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和2年3月)	8 人 ( 21.15 ha)	0 法人 ( 0 ha)
3年後の目標 (令和5年3月)	11 人 ( 22.65 ha)	1 法人 ( 0.5 ha)

【目標の設定について】

個人については、毎年度1人0.5ha、3か年度で合計3人1.5haの新規参入、法人については3年間で1法人0.5haの新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、農地を借り入れる意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施する。
- ③ 企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、企業の参入の推進を図る。
- ④ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の受入れに関し、フォローアップができるような体制を整える。